

鶴留社会保険労務士事務所だより

雲外蒼天 7月号

鶴留社会保険労務士事務所
社会保険労務士 鶴留 舞
〒820-0040 飯塚市吉原町 6-12
飯塚商工会議所ビル 603
TEL : 0948-28-2444
FAX : 0948-28-2448

福岡労働局が公表した送検事例

◆違反事例1 賃金不払事件で二社を送検

(北九州西労働基準監督署)

平成27年3月20日、労働者に定期賃金と退職金を支払わなかった、携帯電話販売代理店と同社代表取締役を最低賃金法違反及び労働基準法違反の疑いで福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。また、同日、労働者に定期賃金を支払わなかった、飲食店事業者と同社代表取締役を最低賃金法違反の疑いで福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件概要】

携帯電話の販売代理店は、労働者1名に対し、平成25年8月1日から平成25年9月30日までの定期賃金総額約44万円と退職金200万円を支払わなかったもの。また、飲食店事業者は、福岡市と北九州市で飲食店を5店舗経営していたが、労働者29名に対し、平成25年7月1日から平成25年12月15日までの定期賃金総額約552万円を支払わなかったもの。福岡労働局における賃金不払事件の送検状況は、平成25年34件、平成26年19件です。

◆違反事例2 墜落防止措置を講じなかった

事業者を送検 (田川労働基準監督署)

平成27年2月20日、平成26年12月7日に田川市内のフェンス取付工事現場において労働者が墜落して死亡した事故に関連し、墜落防止措置を講じなかった工事施工業者の代表者を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁飯塚支部に書類送検しました。

【事件概要】

工事施工業者の代表者は、田川市の社会福祉施設内のフェンス取付工事現場において、労働者に作業を行わせるに当たり墜落防止措置を講じなかったため、高さ3.3mの擁壁上から労働者が墜落し死亡したものの。

【田川労働基準監督署における労働災害の発生状況】

当署管内では、平成26年中に休業4日以上労働災害(以下「死傷災害」という。)が155件発生(前年154件)しており、このうち死亡災害は2件(前年ゼロ)発生しています。また、平成27年においては、1月末の把握で、当署の死傷災害は7件(前年同期5件)発生しており、福岡県内全体でも労働災害は増加傾向にあります。

企業の節税対策について国への報告が義務に!?

◆2017年度から義務化?

企業が行う節税対策について、2017年度から、税理士やコンサルタント、節税策の提供を受ける企業に対して、国へ報告するよう義務付ける検討が始まりました。アメリカやカナダ、イギリス、韓国等ではすでに実施されており、日米欧などの34か国でつくる経済協力開発機構(OECD)からも、日本での報告義務付けが求められる動きとなりそうです。なお、報告を拒む場合は、罰金を科す可能性もあるとのこと。

◆対象となる節税対策

諸外国の例を挙げると、アメリカでは年間1,000万ドル(約12億円)以上の損失を出した取引、カナダでは資産取得から4年間で実費以上の損失を出した取引、イギリスでは1,000ポンド(約19億円)以上の設備投資に対するリース契約取引などが対象となっています。日本で対象となるものについては、今後具体的な検討に入る模様です。

◆報告義務化の目的

企業の節税対策そのものは、決して悪いことではありません。しかし、それに報告を義務付ける目的としては、以下のことが挙げられています。

- ・過度な節税対策をけん制する
- ・国際的な枠組みが整備されつつあるなか欧米諸国と足並みを揃える
- ・国の税収減を緩和する
- ・企業間の不公平感を和らげる

◆今後の動き

与党の税制改正の議論の後、早ければ2017年の通常国会で関連法を改正し、同年度にも義務化が始まるという流れになっています。日本では、資本金1億円以下の中小企業は対象から外す方向のようですが、国際展開する企業や、複数取引のある事業内容であれば、網がかかる可能性もあります。対象となる企業および節税対策がどうなるのか、今後の焦点になりそうです。

女性活躍推進法案が衆院通過!

これから求められる女性活躍支援策

女性活躍推進法がいよいよ成立?

企業や自治体に女性の登用目標などの設定を義務付ける「女性活躍推進法案」が、6月4日、衆院本会議において全会一致で可決されました。参院に送付され、今国会で成立する見通しです。

同法が成立すれば、301人以上の企業は、採用者に占める女性比率や女性管理職比率などの数値や、女性活躍に関する目標や行動計画の公表が義務付けられることとなります(300人以下の企業は努力義務)。

女性が活躍できる企業に優秀な人材が集まる仕組みを作り、さらに女性活躍企業に対する公共調達受注機会の増大を図ることで、女性活用を推進することがねらいです。

中小企業では遅れがちな女性の活躍推進

今後ますます『女性活用』が企業の成長・発展のためのキーワードとなることを見込まれますが、中小企業では女性の活躍支援は遅れがちです。

日本政策金融公庫総合研究所の2011年調査では、企業規模が小さいほど女性の勤続年数が短くなることや、転職経験者の割合は規模が小さいほど高くなるということが明らかとなっています。

すぐにできる女性活躍推進のための取組みとは

それでは、中小企業ではどのような対策をとることが考えられるのでしょうか。中小企業では、若い女性にとっての手本となるような先輩女性が社内にはいないことも、活躍の妨げの大きな要因となっています。その対策として、近年では、中小企業で働く女性同士が交流できる場を提供する自治体・経済団体も増えてきました。

中小企業の取組みを考えるうえでは、今年1月9日に政府が発表した「女性が輝く先進企業表彰」も参考になります。大手企業の事例ではありますが、多くの受賞企業が、女性同士がコミュニケーションを図ることのできる場を設けており、仕事で悩んだ時にヨコのつながりで励まし合ったり解決策を相談できたりできるようにすることで効果を上げています。

厚労省がパート活躍を後押しする企業を募集・表彰へ

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を新設

厚生労働省が、パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業等を表彰する「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を新設しました。

パートタイム労働者の待遇や労働環境の改善に向けて他の模範となる取組みを行っている企業や事業所を表彰します。

目的は正社員との均等・均衡待遇の推進

制度の趣旨は、パートタイム労働者の働きや貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇を推進し、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境を整備するためには、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組みが重要であるとし、それを後押ししようというものです。

企業単位でなく一事業所でもOK

応募の対象は、地域や企業の規模を問わず、パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる国内の事業所(企業)で、必ずしも全社的な取組みでなくても、一事業所としての応募も可能です(締切りは8月4日(火)17:00必着)。

応募資格は労働関係法令に違反がないこと等

応募資格は、(1)応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと、(2)パートタイム労働法以外の労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上または社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと、(3)表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること、の3つの要件を満たす事業所(企業)で、応募は、「パート労働ポータルサイト」内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」から応募用紙をダウンロードして行います。

表彰されるためには?

表彰基準は、(1)パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用するすべてのタイプのパートタイム労働者に係る取組みにおいて総得点率50%以上であること、(2)パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること、(3)パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組み(法定を上回る自主的な取組み)を行い、かつ、実績または成果が認められることで、表彰は、「最優良賞(厚生労働大臣賞)」、「優良賞(雇用均等・児童家庭局長優良賞)」、「奨励賞(雇用均等・児童家庭局長奨励賞)」の3部門で行われます。

6/29 スタート!

協会けんぽの「届書・申請書作成支援サービス」

◆変わる協会けんぽのサービス

2014年7月より、協会けんぽでは各種健康保険給付の支給申請書、保険証再交付申請書、任意継続に関する届書等を変更し、現在、旧様式での申請の場合には給付金の支払いの遅延につながることから、ホームページから様式をダウンロード・印刷のうえ、新様式での申請を促しています（印刷できない場合は加入する支部から送ってもらうことも可能）。

この新様式が掲載されているページには、記入例や記入上のポイントも提供されますので、間違いのない申請実務を進めるうえで参考になります。

さらに、6月29日（月）から、より便利に申請することができるよう、「届書・申請書作成支援サービス」がスタートします。

◆新サービスの利用方法

新サービスでは、協会けんぽのホームページにアクセスし、申請書のデータ呼び出しで画面に表示される申請書に直接必要事項を入力・印刷して、申請書を作成することができます。

入力する項目に関する説明を参照しながら入力できるようになっていますので、誤入力を防ぐことができます。また、記入漏れ等も自動でチェックしてくれますので、誤入力・記入漏れによる再提出といったムダを省くこともできます。

申請書に必要な事項を入力したら、印刷して加入する協会けんぽの支部に提出します。郵送による提出も可能です。

◆新サービス対応の申請書

現在、新サービスに対応する申請書として掲げられているのは、各種健康保険給付の支給申請書、保険証再交付申請書、任意継続に関する届書等です。詳しくは協会けんぽのホームページでご確認ください。

申請書のご入力や記入漏れによって給付の支払いが遅れたりすると、事務のムダが発生するだけでなく、従業員の方にも影響を及ぼすこととなります。正確に申請実務を進めるためにも、この新サービスを利用されてはいかがでしょうか。

「第三次産業」における労災発生状況の特徴は？

◆第三次産業の労災発生状況

厚生労働省から、「第三次産業における労働災害発生状況の概要（平成26年）」が発表されました。この中から特徴的な傾向について取り上げます。

◆小売業

労働災害は平成21年より増加傾向にあり、平成26年は13,365件（前年比4%増）でした。

事故のパターンとしては、「転倒」が多く（34%）、次いで「動作の反動・無理な動作」（13%）となっており、これだけでほぼ半数を占めています。転倒災害の多くは9～11時台に発生しています。

◆社会福祉施設

労働災害が年々急増しており（6年間で1.5倍）、平成26年は7,224件（前年比8%増）となりました。小売業と

同様に、転倒災害が多く（31%）、9～11時台に発生しており、50歳以上の災害が約7割を占めています。また、業種の特徴として、介護等に伴う「動作の反動・無理な動作」による災害が34%を占めています。特徴的な、「腰痛」の発生件数は年々増加しており、平成26年は1,023件（前年比3%増）となりました。

◆飲食店

平成26年は4,477件（前年比1%増）ですが、年々増加しています。ここでも「転倒」が28%を占め、続いて職種柄か「切れ・こすれ」（24%）、「高温・低温物との接触」（17%）が続いています。

また、30歳未満の死傷者数が全体の3分の1を占め、9～12時の作業になれていない時間と繁忙時間となる18～20時に発生しやすい傾向にあります。さらにここでも、転倒災害は9～11時

台に多く発生し、50歳以上の災害が約6割を占めています。

◆高齢労働者の災害防止が重要になる

近年、転倒による労働災害が急増している背景には、労働者の高齢化があります。今回の発生状況を見ても、50歳以上の転倒によるものが目立っており、骨盤・大腿の骨折等により休業日数が長くなることが多いです。

第三次産業では、製造業等に比べると重篤な災害が少ないということから、現場の安全性に対して意識がおろそかになってしまう傾向にあります。これから労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、高齢労働者の転倒災害の防止は一層重要な経営事項になるでしょう。

7月の税務と労務の手続提出期限【提出先・納付先】

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日現在> [年金事務所または健保組合]
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、4月~6月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

もちろん雨でした

長女の体育祭が終わりました。雨女の長女らしく、当日はもちろん雨。

ただ、中学生になり体育祭は体育館で行われるため、延期や中止にはなりません。

ありがたいことです。

長女の学校は、1学年にたった60人しかおらず、学校全体でも180人。しかも全員女子とあって、緊迫した雰囲気は一切なく、とても楽しそうでした。

運動音痴な長女は、どの競技でもだいたいビリですが、本人は真に病むこともなく、まるでゲームを楽しんでいるかのようです。

私も運動音痴で、子供の頃は体育祭がイヤで何か病気にならないものかと願ったりしていました。それと比べると随分たくましいと感じます。

雨が湿度も高くなっていたことから、体育館の床が滑りやすかったようですが、長女は本当によく滑ったりこけたりしていました。

翌日は打ち身と筋肉痛で変な歩き方をしていましたが、その次の日には元通り。

若いってすごい!

最近私は、青あざができてもぶつけた覚えがない、筋肉痛のようだがいつ運動したかな...?と身に覚えのない痛みには体の衰えを感じています。

鶴留



ぐるぐるバットという競技



もちろんこけます